

平成 2 3 年度補正予算編成要領

平成 2 3 年 4 月
北 海 道

基本的な考え方

平成２３年度の道財政は、本道経済の一部に持ち直しの動きはあるものの、東日本大震災の影響もあり、依然として大変厳しい状況にあることから、道税収入において大きな伸びを期待できないことに加え、地方財政制度改革により、臨時財政対策債を含む地方交付税については、現時点における年間見込額が前年度を大幅に下回る見通しにあり、一般財源総額において地方財政計画並の確保が極めて困難な状況にあるため、「新たな行財政改革の取組み」（改訂版）に基づき、経費別の計画的な歳出削減等の実現はもとより、更なる対策により収支不足を解消しなければならない危機的な状況に直面している。

こうした状況を踏まえ、今次補正予算は、当初予算がいわゆる骨格予算として編成されていることから、政策的な経費を中心として編成することとし、具体的な施策の検討に当たっては、知事公約や「重点政策の策定方針」を踏まえるとともに、東日本大震災による復旧・復興対策や経済対策をはじめとする道民ニーズの動向を的確に把握した上で、適切に対処することを基本とするが、「新たな行財政改革の取組み」（改訂版）を着実に実行することを基本として、政策評価結果を的確に反映し、特に道における裁量的な経費について事業の休廃止等を含めた徹底した見直しを行うとともに、その他の経費についても施策水準の妥当性などを厳しく検証するなど、歳入・歳出ともに、これまで以上に「選択と集中」の視点に立った施策の見直しを行い、限られた財源のより一層の効果的・効率的な活用を図ることとする。

予算編成の基本方針

1 基本的事項

今次補正予算は、「新たな行財政改革の取組み」（改訂版）に沿って、歳入・歳出全般にわたる見直しを一層強化することを基本とする。

なお、今後道税や地方交付税などの一般財源の動向如何では、予算編成段階で、枠配分の再調整や経費の再算定を行うことがあり得ること。

2 歳入に関する事項

歳入確保に最大限取り組むとともに、次の事項に特に留意すること。

- (1) 道有財産全般にわたりそのあり方についての見直しを行い、特に低利用資産・未利用資産などの遊休資産や株式など処分可能な財産については、積極的に売却処分を行うこと。

また、「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」を踏まえ、道有財産の有効活用の拡大について、検討すること。

- (2) その他の収入については、それぞれ前年度の実績、国の動向などを勘案し、的確に積算するとともに、更なる増収策を検討すること。

3 歳出に関する事項

次の事項に特に留意の上積算すること。

- (1) 各種事業については、政策評価の結果を的確に予算要求に反映すること。
- (2) 新たな行政需要に対処するための施策展開に当たっては、「平成23年度重点政策の策定方針」を踏まえ、優先度や方向性等について全庁的に政策調整を行う。
- (3) 各種事務事業については、事務事業評価の結果を踏まえた見直しを行い、民間開放や事務の簡素化・効率化を一層推進し、予算に反映させること。

また、新規・拡充事業などについては、既往事業との振替によるスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、必ず成果指標を定め、廃止及び見直し期限を設定すること。

- (4) 道単独補助金などについては、市町村、民間との役割分担を踏まえ、適切な見直しを行うこと。
特に、各種奨励的な補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、その必要性や実施方法、施策水準などについて検討し、廃止・休止を含め、その総額の大幅な縮減を図ること。
- (5) 義務的経費については、国の制度改正の動向に留意するとともに平成22年度決算見込みを参考に積算するなど、よりの確に算定し、その総額の抑制を図ること。
- (6) 事務的経費や庁舎等維持費の内部管理経費については、これまでの事務改善や節減の取組みを更に進めるとともに、環境管理システムの取組みの推進や業務の集約・一元化などにより、徹底した経費の節減に取り組むこと。
- (7) その他の経費については、当初予算編成後の新たな事情によるやむを得ないものに限ること。

枠配分について

枠配分については、災害復旧事業費、義務的経費などを除き、当面、一般財源ベースで次に掲げる額を配分することを基本とする。

なお、各部局においては、業務内容や既存事業に抜本的な見直しを加え、財源を緊急性や優先度の高い施策に重点的・効率的に配分し、その成果を予算編成に的確に反映させること。

1 重点施策事業

「平成２３年度重点政策の策定方針」に基づき、全庁的な調整を経て重点施策事業と決定された事業に係る所要額について別に指示する。

2 一般施策事業・庁舎等維持費

平成２２年度当初予算から「新たな収支対策」に基づく削減額及び政策評価の結果を踏まえた削減額を反映した額等について各部局に配分する。（別に指示する。）

各部局は配分された一般財源の範囲内で、自主的に予算編成できるものとし、総務部は、予算編成過程において予算科目などについて確認を行う。

なお、制度改正を伴う事業など別に指定する事業については、必要に応じて事業内容等の調整を行う。

3 特対・関連単独事業

「新たな行財政改革の取組み」（改訂版）を基本とし、別に指示する。

4 施設等建設事業

「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」を踏まえ、既存施設の長寿命化を図るなど、設備投資の最小化に向けて予め全庁的な調整を行った上で所要額を配分する。（別に指示する。）